いじめ防止基本方針

青森県立青森西高等学校

1 はじめに

我が国において、いじめは深刻な社会問題となっている。毎年のように、いじめを背景として自ら命を絶つ中学生や高校生の悲報を耳にする。特に近年では、情報化社会の急速な発達にともない、いじめの態様が複雑化・巧妙化し、インターネット等でのいじめが高校生の中で急増している。

平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」が国によって施行された。本校ではこれを受けて、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持って、更に日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該 行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめに対する基本的な考え方
 - ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
 - ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
 - ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- 愉快犯(遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、人数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

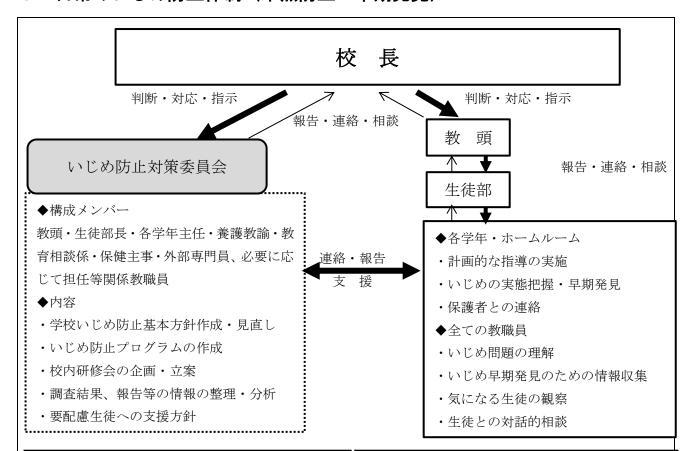
(4) いじめの態様

いじめの熊様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

※喧嘩やふざけ合いであっても調査して対応をする。

3 日常のいじめ防止体制 (未然防止・早期発見)



未然防止

- ◆学習指導の充実
- ・規範意識・帰属意識を相互に高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持た

せ、一人一人に配慮した授業づくり

- ◆特別活動・道徳教育の充実
- ホームルーム活動における望ましい人間関づくn
- ・ボランティア活動、生徒会活動の充実
- ◆教育相談の充実
- ・面談の定期的実施
- ◆情報教育の充実
- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・情報モラル教室の実施
- ◆保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ◆校内研修の計画及び実施等
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修の計画 及び実施
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する資 質能力の向上に必要な措置

早期発見

- ◆情報の収集
- ・観察による気付き (別紙2)
- ・保健室利用状況等、養護教諭からの情報
- ・相談、訴え(生徒・保護者・地域)
- ・生活調査アンケートの実施(定期)

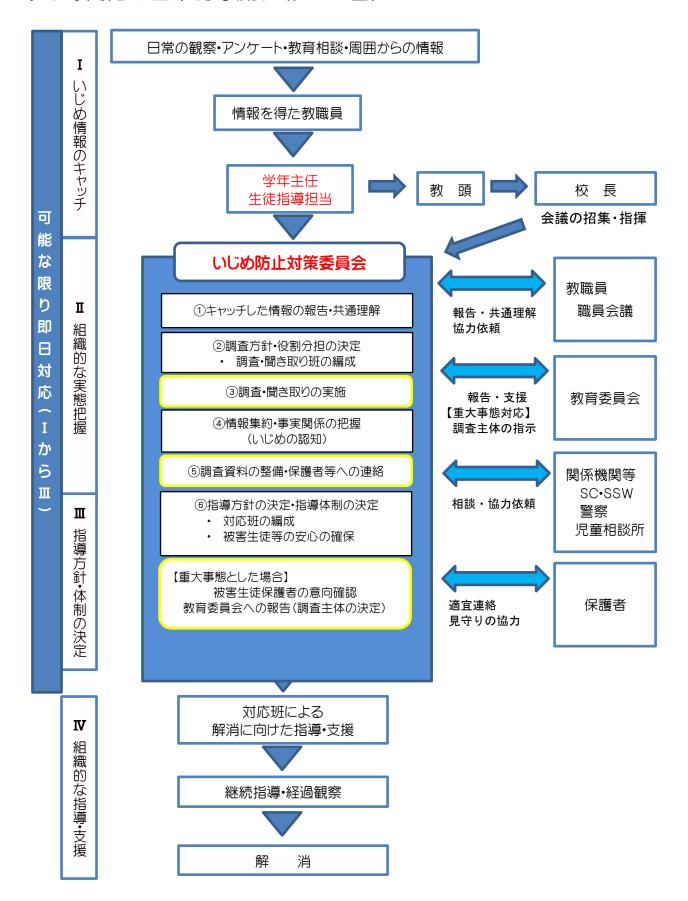
※いじめのほかネットによるいじめやトラブル、日常の生活に関する質問も含む。

- ・気になる生徒調査アンケートの実施(定期)
- ・1・2年生対象ハイパーQUの実施(定期)
- ・面談の定期的な実施(生徒・保護者)
- 東青地区生徒指導部会例会での情報収集
- ◆相談体制の確立
- ・相談窓口の開設及び周知
- ・スクールカウンセラーとの連携 (生徒・保護者・教員)
- ◆情報の共有
- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報提供
- 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引き継ぎの徹底
- ・いじめ防止対策委員会の実施(定期)
- 東青地区生徒指導部会例会での情報共有

4 いじめへの対応

(1) いじめ発生時

いじめ対応の基本的な流れ(フロー図)



(2) 重大事態への対応 (別紙1 重大事案発生時の体制)

重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企てた場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合 ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合 ※別室登校の場合や短期間であっても連続して欠席した場合は状況に応じて判断する。

重大事態の調査について

重大事態と判断された場合、直ちにいじめ対策委員会を設置し、県教育委員会を通じ県知事に速やかに報告する。また、調査の主体を県教育委員会が判断する。

①学校を調査主体とした場合

県教育委員会の指導・助言の下、以下のように対応する。

- ・ 県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織 (いじめ対策委員会および付属機関) を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②県教育委員会が調査主体となる場合
 - ・県教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

(3) 解決に向けた対応について

- ①いじめられた生徒及びその保護者への対応
 - ・いじめられている生徒にも責任があるという考え方をしてはいけない。
 - 生徒の個人情報等プライバシーには十分留意して対応する。
 - ・家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
 - ・教職員協力の下、生徒の安全確保に努める。
 - ・安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室登校とする。また、 状況に応じて出席停止制度を活用する。
- ②いじめた生徒及びその保護者への対応
 - ・プライバシーには十分配慮し、一定の教育的配慮の下に指導する。
 - ・迅速に保護者に事実関係を伝え、理解や納得を得た上、保護者に協力を求める。
 - ・保護者に対して、継続的な助言を行う。
 - ・自らの行為の悪質性を理解させ、その行為の責任を自覚させる。
 - ・健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

(4) 評価について

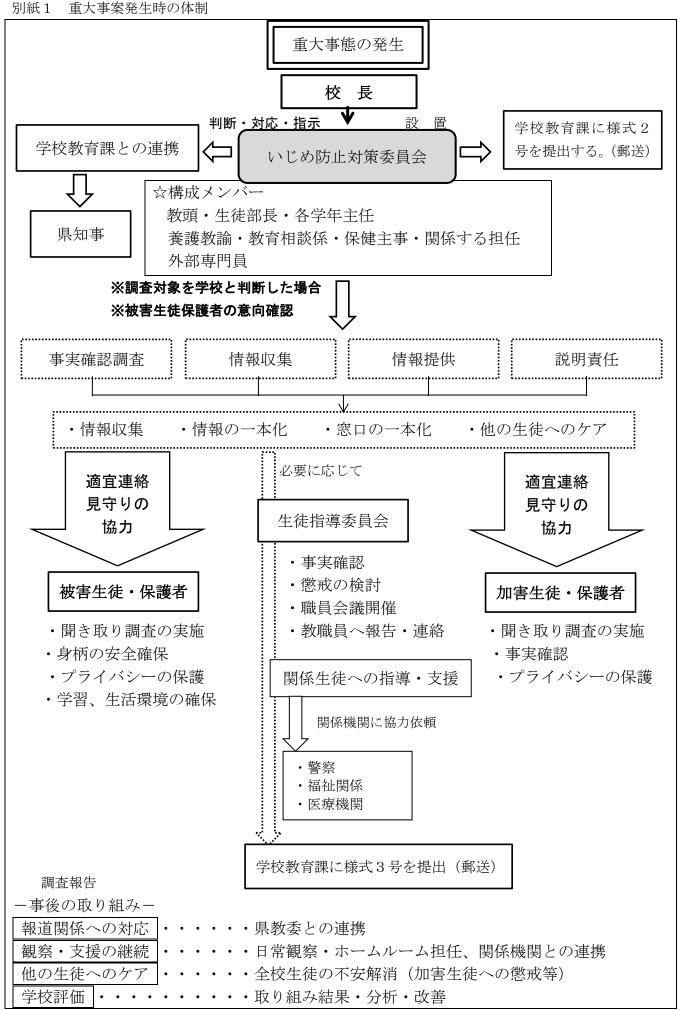
学校におけるいじめ防止対策が予定通り実施され、防止効果を果たしているかを検証する。また、次 年度への改善につなげるために次のような検証および検討を行う。

①検証

- ・生徒に対して定期的に生活調査アンケート及び個人面談を実施し、検証を行う。
- ・学校評価保護者アンケートに、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。
- ・学校評価職員アンケートに、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。

②検討

- ・学校評価に関する職員会議において、その取り組み状況と防止効果を検討し、いじめ防止対策 委員会に次年度の改善を促す。
- ・いじめ防止対策委員会は年度末までに検討し、次年度の取組に反映させる。



(5) ネットいじめへの対応

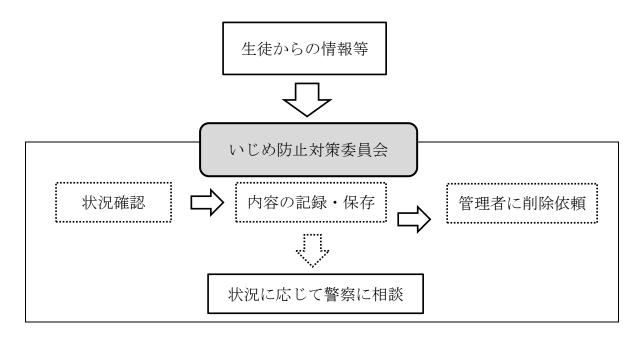
(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすましで社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
 - ・相談窓口等の設置
- ②情報教育の充実
 - ・ホームルーム活動や授業における情報モラル教育
 - ・ネット犯罪等の講演会の実施
 - ・SNSトラブル防止標語募集
- ③不当な書き込みへの迅速な対応
- ④教員研修
 - ・ネットの現状や関連法令を把握
 - ・ウェブ教材情報や指導実践事例による研修

(3) ネットいじめ発生時の対応



観察による気付き

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増や し、状況を把握する。

サイン

教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

嫌なあだ名が聞こえる。

席替えなどで近くの席になることを嫌がる。

何か起こると特定の生徒の名前が出る。

筆記用具等の貸し借りが多い。

壁等にいたずら、落書きがある。

机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。 以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。

友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。

朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。

電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。

受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。

不審な電話やメールがあったりする。

遊ぶ友達が急に変わる。

部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。

理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。

登校時刻になると体調不良を訴える。

食欲不振・不眠を訴える。

学習時間が減る。

成績が下がる。

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

自転車がよくパンクする。

家庭の品物、金銭がなくなる。

大きな額の金銭を欲しがる。